# 令和4年度(2022年度)病床機能分化・連携促進基盤整備事業費補助金の概要

#### 1 目的

急性期から回復期、在宅に至るまで、切れ目のないサービスを地域において確保するため、病床の機能分化・連携を推進することを目的とする。

#### 2 補助対象者

(1) 施設整備事業

**医療機関**の開設者とする。ただし、区分④に掲げる施設整備については**診療所**の開設者とする。

(2) 設備整備事業

医療機関の開設者とする。ただし、区分④に掲げる設備整備については**診療所**の開設者とする。

(3) 再編統合支援事業

医療機関の開設者又は地域連携推進法人の設置者及び医師会とする。ただし、医師会については、区分①に掲げる事業に限るものとする。ただし、医師会については3(3)アに掲げる事業に限るものとする。なお、本事業における「再編」とは、地域医療連携推進法人を設立するものに限り、「統合」とは、開設者が異なる法人間の統合に限る。

(4) 理学療法士等確保事業

病院の開設者とする。

(5) <del>理学療法士等研修事業 **病院**の開設者とする。</del>

#### 3 補助対象事業

(1) 施設整備事業

(1) 施設整備事業	44回,41万,57 曲	44.0
	補助対象経費	補助率
①急性期病 ②急性期病床から回復期病 ア 病床転換前の整備区域から転換す ア	/14//11/D/414	1/2以内
	化•連携、医療	
期病床への一等への病床転換のための施 残存機能の強化に伴う削減をする病 サガス かいさん こまがた かいさんだ	施設等の整備に	
転換などを 設整備 床数に次に掲げる基準額を乗じた額	必要な新築・増	
	改築・増築・改	
	修に要する工事	
	費又は工事請負	
	費	
	(病室、診察室、	
	処置室、記録室、	
	談話室、機能訓	
	練室、浴室、廊	
	下、便所等)	
(加算条件)	カロなな タ ルンマニナ	
	加算条件に該	
	当する事業を行	
	うために必要な	
減を行い、かつ、病棟のほか、患者サ	施設の新築・増	
	改築・増築・改	
	修に要する工事	
	費又は工事請負 費	
	質	
転換及び削減前から病床を10%以上2   0%未満、圏域で不足する医療機能へ転		
10%不満、圏域で不足りる医療機能や転   換及び削減を行い、かつ、病棟のほか、		
換及い前機を打い、がつ、病様のはが、  患者サービスの向上等を図るため、次		
おもり一しへの同工等を図るため、次		
備する場合		
1   1   1   1   1   1   1   1   1   1		
②医療従事者の職場環境改善の整備		
②   ②   ②   ②   ②   ②   ②   ②   ②   ②		
① 第三線現場 予定 開 ② 業務の高度情報処理化及び快適環		
1 ・		
3.3 第30 至帰 ⑤乳幼児を抱える母親の通院等のた		
めの環境の整備(授乳室、託児室		
等)		
47		
(加算額)		
条件A		
● 一		
(1床当たり) 9,000,000円		
(1 / 1 / 3,000,000   1   0   0   0   0   0   0   0   0		
(1床当たり) 5,022,500円		
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		
○新築・増改築の場合		
(1床当たり) 5,400,000円		
(1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 /		
(1床当たり) 3,013,500円		

再編・統合に伴い病院の|ア 再編・統合に伴い、整備後の区域|ア 再編・統合に必|1/2以内 ③病院機能 の再編・統病床機能や役割を明確に の病床数に次に掲げる基準額を乗じ 要な施設の新築・ 合を行う施し、病院間で連携を図るた た額 増改築・増築・改 めの施設整備 設整備 修に要する工事費 ○新築・増改築の場合 又は工事請負費 「再編」は、地域医療連 (1床当たり) 9,000,000円 (病室、診察室、処 ○改修・増築の場合 携推進法人を設立するもの 置室、記録室、談 (1床当たり) 5,022,500円 話室、機能訓練室、 再編の過程において、途中 浴室、廊下、便所 で法人に医療機関が増えた なお、基準額については、原則、医 築) 際には、その医療機関を新 療機関単位とするが、知事が認める場 たに加算する。(ただし、 合は、再編・統合に伴い整備後の病床 イ 加算条件に該当 一度使用した基準額は除く 数に上記基準額を乗じた額を上限とし する事業を行うた こととする。) て、再編・統合を行う補助事業者間で めに必要な施設の 分けることも可とする。 新築・増改築・増 「統合」は、複数の医療 築・改修に要する 機関において、一つの医療 次の加算条件に該当する事業を行 工事費又は工事請 機関に集約するもの。なお、 う場合は、基準額に加算を行う。 負費 同一法人の統合についても (加算条件) 対象とする。 条件A 再編・統合前から病床を20%以上、 圏域で不足する医療機能へ転換及び削 減を行い、かつ、病棟のほか、患者サ ービスの向上等を図るため、次のいず れか1つ以上の事業を併せて整備する 場合 条件B 再編・統合前から病床を10%以上20 %未満、圏域で不足する医療機能へ転 換及び削減を行い、かつ、病棟のほか、 患者サービスの向上等を図るため、次 のいずれか1つ以上の事業を併せて整 備する場合 ① 患者の療養環境改善の整備 ②医療従事者の職場環境改善の整備 ③衛生環境改善の整備 ④業務の高度情報処理化及び快適環 境の整備 ⑤乳幼児を抱える母親の通院等のた めの環境の整備(授乳室、託児室 (加算額) 条件A ○新築・増改築の場合 (1床当たり) 9,000,000円 ○改修・増築の場合 (1床当たり) 5,022,500円 条件B ○新築・増改築の場合 (1床当たり) 5,400,000円 ○改修・増築の場合 (1床当たり) 3,013,500円 地域で不足する外来医療 次の構造単価に160m2を乗じた額 次の二次医療圏 1/2以内 4) 地域で不 足する外来 機能を担う診療所 (医科) • 鉄 筋 179,800円 で診療所 (医科) を開設するために 医療機能を を開設するための施設整備 造 179,800円 · 木 担う診療所 ・ブロック造 156,700円 必要な新築・増改 の施設整備 築・増築・改修に 要する工事費又は 工事請負費 (診察室、処置室、 薬剤室、エックス 線室、暗室、待合 室、看護師詰め 所、玄関、廊下 便所、暖冷房、附 属設備、救急患者 搬入口、スロープ、 療養指導室等)

※対象二次医療圏 南檜山、北渡島 檜山、中空知、北

	空知、日高、上川 北部、富良野、留 萌、宗谷、遠紋、 根室	
--	--	--

#### (2) 設備整備事業

(2) 設備整備		dd 200 dat	I National Association	I Nat de
区分	補助対象	基準額	補助対象経費	補助率
床期転行備②等なのを整でしへど備施転病した施転病した次したか病したからした <td>①急性期病床から回復期病床(地域包括ケア病床含む) 等への病床転換のための設</td> <td>1 医療機関当たり 10,800千円 (加算額) 1 医療機関当たり</td> <td></td> <td>1/2以内</td>	①急性期病床から回復期病床(地域包括ケア病床含む) 等への病床転換のための設	1 医療機関当たり 10,800千円 (加算額) 1 医療機関当たり		1/2以内
			次の加算条件に該当する事業を行う場合は、基準額に加算を行う。 (加算条件) 転換及び削減前から病床を20%以上、 圏域で不足する医療機能へ転換及び削減 を行う場合	
の再編・うを備	除くこととする。) 「統合」は、複数の医療機 関において、一つの医療機 関に集約するもの。なお、 同一法人の統合についても 対象とする。	10,800千円 (加久の) (加	再編・統合に必要な医療機器等、急 輸送車及び在宅医療を実施しい診療所といる において において において が において が において が において が において が に に に に に に に に に に に に に に に に に に	
足する外来	能を担う診療所 (医科) を 開設するための設備整備		次の二次医療圏で診療所(医科)を開設するために必要な医療機器等の備品購入費(電子カルテ、部門システムその他の病院情報システム及び在宅医療提供体制強化事業費補助金で対象となる医療機器を除く) ※対象二次医療圏 南檜山、北渡島檜山、中空知、北空知、 日高、上川北部、富良野、留萌、宗谷、 遠紋、根室	

### (3) 再編統合支援事業

(3) 再編統合支援事業				
区分 ① 西 短 兹 会	補助対象 道内の医療機関が再編統	基準額 1 医療機関あたり	補助対象経費	補助率 1/2以内
①再編統合検討	合を検討する上で事業者等 へ委託し、収支シミュレー ション等を行うために必要 な業務委託	7,000千円	地域で不足する医療機能への病 床転換及び病床削減を含む再編統 合等を検討する上で必要となるコ ンサルタント会社等への業務委託 料(最長5か年)	
②設計費	に必要な施設整備(新築に限る。)を行う基本設計及 び実施設計に係る業務委託 なお、基本設計と実施設 計の契約は単独の契約のみ 対象とする。	整備する医療機関の開 院時の病床数に次に掲 げる基準額を乗じた額 1床当たり 500千円		
医療機器の 処分に係る 損失	病床削減に伴い不要となる 建物 (病棟・病室等) 及び 医療機器の処分 (廃棄、解 体または売却) のために生 じる知事が認める損失	2,000千円	病床削減に伴い不要となる建物(病棟・病室等)及び医療機器の処分 (廃棄、解体または売却)に係る 損失で財務諸表上の特別損失(固 定資産除却損、固定資産廃棄損 の(医療機器の有姿除却を除く)。 ただし、関係事業者への売却は公 象外とし、北海道地域医療構想公 示日までに取得(契約)したもの に限り対象とする。	
期退職割増相当額)	の病床転換及び病床削減等 に伴い退職する職員で早期 退職制度(法人等の就業規 則等で定めたものに限る。) の活用によって上積みされ た退職金の割増相当額	たり 6,000千円	地域で不足する医療機能への病床 転換及び病床削減を含む再編統合 等に伴い退職する職員で早期退職 制度(法人等の就業規則等で定め たものに限る。)の活用によって 上積みされた退職金の割増相当額	
	地域医療連携推進法人の設立のために必要な法人運営及び体制整備	人件費(上限1名) 8,000千円/人 負担金 1加入機関あたり 500千円/年	地域連携推進法人を運営するたを運営するたと運営するなと、というでは、一点をでは、これをではないるでは、これをではないる	1/2以内
		体制整備 人件費 (医師:上限4名) 21,000千円/人	地域連携推進法人の体制整備に必要となる次の経費(地域医療連携推進法人設立から最長3か年)地域医療連携推進法人で雇用し、加入する医療機関で診療等に従事する医師の人件費(給与費、法定福利費、各種手当等)	
		人材確保費用 11,160千円 連携推進費 3,500千円	地域医療連携推進法人の加入医療機関で診療に従事する医師の旅費人材交流に係る研修等のための経費その他の地域医療連携推進法人へ参加する医療機関の連携強化に資する経費(需用費(消耗品費、図書購入費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、旅費、備品費)	

# (4) 理学療法士等確保事業

(4) 垤于原伝工寺帷怀尹未			
補助対象	基準額	補助対象経費	補助率
急性期から回復期病床(地域包括ケア病	1名当たり月額350千円×延月数(12月	理学療法士等の雇	1/2以内
床含む)などへの病床転換を行う病院に	を上限とする。)	用に必要な次に掲	
おいて、新たに理学療法士、作業療法士		げる経費	

及び言語聴覚士(以下「理学療法士等」
という。)を雇用し、機能転換した病棟
に従事させる病院

(報酬、給料、職員 手当等、共済費、 賃金)

#### (5) 理学療法士等研修事業

補助対象	基準額	補助対象経費	補助率
回復期機能充実のため、病院に所属する		理学療法士等の研	1/2以内
理学療法士等を所属外の病院において技	ア 技術研修を受講する理学療法士等	修に必要な次に掲	
術研修を受講させるほか、指導的理学療	理学療法士等1名1日当たり受講	げる経費	
法士等の派遣を受ける病院	料10千円	(報酬、共済費、	
		賃金、報償費(研	
	イ 指導的理学療法士等の派遣	修施設謝金)、旅	
	指導的理学療法士等1名1日当た	費、需用費(資料	
	り40千円	代))	
	※ア、イは、1月における日数につい		
	て、20日を上限とし、12月を上限と		
	する。		

## 4 留意事項

留意事項		
施設・設備整 備事業	事業期間	複数年度に跨がる事業計画の場合は、事前に相談すること。
	契 約	建設工事の請負契約については、各法人等の定款や経理規定に基づくと共に、 競争入札に付するなど知事が行う契約手続きに準拠すること。
	整備に係る地域	施設整備・設備整備は、地域医療構想調整会議において当該施設整備・設備整備の実施について合意されたものが対象となるので、事業を行う事業者は、構想区域ごとの地域医療構想調整会議に対して、事業計画について報告を行い、地域で共有を図ること。 ※報告方法は、地域医療構想調整会議事務局(道立保健所)に確認するこ
	病院機能の再編	と。  ア 「再編」は、地域連携推進法人を設立するものに限り、「統合」は、設置
	・統合のための施設・設備整備	
	地域で不足する 外来医療機能を 担う診療所の施 設・設備整備	ア 事業承継を伴う診療所の開設の場合で、医療施設近代化施設整備事業の対象となるとき(開設予定地が山村振興法第7条第1項の規定に基づく地域等に該当する場合等)は、本補助金の対象外とする。 イ 「地域で不足する外来医療機能」は、北海道外来医療計画「第8各対象区域における不足する外来医療機能及び対応方針」による。
再編統合支援事業	建物及び医療機 器の処分に係る 損失	固定資産売却損については、関係事業者(医療法第51条第1項に定める理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人またはその役員と厚生労働省令(医療法施行規則第32条の6第1項第1号)で定める特殊の関係がある者をいう。)への売却は対象外とし、第三者への売却のみを対象とする。ただし、複数の不動産鑑定士や専門業者の鑑定状況を踏まえ、市場価格と大幅な乖離がない場合(売却後に「購入者が未使用」または「売却者が継続使用」する場合を除く。)は、関係事業者でも対象とする。
理学療法士等 確保事業	補助対象期間	理学療法士等を配置してから最長12ヶ月とする。
理学療法士等 研修事業 (技術研修の		病院に所属する臨床経験5年未満の理学療法士等とし、地域的な理由により業務に関する研修等に参加が困難な者とする。ただし、技術研修を行う病院と同一法人内における病院の理学療法士等は対象をとする。
受講)	技術研修を行う 病院 研修内容など	学療法士等を概ね30名以上所属している病院 受講者の病院は、上記「技術研修を行う病院」の要件を満たす病院のうち、受 講者を受け入れ技術研修を行う病院を選定し、両病院において協議のうえ次の とおり研修を実施する。 ア 地域における回復期リハビリテーション機能を充実させるため、理学療法 士等が技術向上を図る研修プログラムを実施すること。 イ 技術研修期間は、概ね1ヶ月(4週間)とし、1日2時間を基本とするこ と。 ウ 技術研修を行う担当者は、受講する理学療法士等と同じ資格を有し、10年 以上の臨床経験を有すること。
		エ 受講者1名に対して、1名以上の技術研修を行う担当者を設けること。 オ 技術研修を行う病院の受講者の受入れは、1病院最大5名までとする。 カ 技術研修を行う病院及び受講者は、研修日、研修時間、診療時間、診療し た患者数、単位数を記載した研修記録を整備すること。
理学療法士等 研修事業(指 導的理学療法 士等の派遣の		<ul><li>ア 派遣を受け入れる病院については、理学療法士等が所属している病院とすること。</li><li>イ 指導的理学療法士等は次のすべての要件を満たす者とすること。ただし、派遣を受ける病院と同一法人内における病院の理学療法士等は認めない。</li></ul>
工 寸 小 / / / / / / /	I	小でころいの心はにい はハロコールのののがはいたますがはて4、9

受入)	ウ	①理学療法士等の資格を有するもの。 ②回復期リハビリテーション病棟又は地域包括ケア病棟等が配置されている病院に所属している者。 ③10年以上の臨床経験を有する者。 派遣を受ける病院は、上記イの要件を満たす者が所属する病院と協議のうえ派遣を受け、次のとおり実施すること。 ①指導的理学療法士等は、派遣先病院の回復期リハビリテーション機能を充実させるため活動すること。 ②派遣を受ける期間は、概ね1か月から12か月までの期間とする。 ③指導的理学療法等の派遣は、1病院1名までとする。 ④派遣を受けた病院は、指導的理学療法士等が活動した記録を整備するこ
		<ul><li>④派遣を受けた病院は、指導的埋字療法士等が活動した記録を整備すること。</li></ul>